

○久喜市自主防災組織補助金交付要綱

平成22年3月23日

告示第198号

改正 令和3年3月31日告示第210号

改正 令和5年3月31日告示第142号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の防災意識の高揚及び自主防災活動の技術向上のため、地域にて組織する自主防災組織に対し、毎年度予算の範囲内において自主防災組織補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定める。

2 補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「自主防災組織」とは、市民が自主的に当該地域の防災対策を確立するために、次に掲げる防災活動を行う団体で、次条に規定する設立届により市長に届け出たものとする。

- (1) 防災に関する意識の啓発及び知識の普及
  - (2) 地震その他の災害の減災対策
  - (3) 災害発生時における情報の収集及び伝達、避難誘導、初期消火、救出及び救護、給食及び給水その他の災害への応急対策
  - (4) 防災訓練、防災教室等の開催
  - (5) 前各号に掲げるもののほか防災のために必要と認められる活動
- (自主防災組織の設立の届出等)

第3条 自主防災組織を設立しようとするものは、自主防災組織設立届出書（様式第1号。以下「設立届」という。）により、市長に届け出なければならない。

- 2 自主防災組織の設立は、区（久喜市自治行政運営要綱（平成22年久喜市告示第194号）第2条第1項に規定する区をいう。以下同じ。）若しくは複数の区（以下「区等」という。）を単位として行うことができるものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、自治会を単位として自主防災組織を設立することができるものとする。
- 3 前項ただし書の規定により自治会を単位として自主防災組織を設立する場合は、当該自治会が所管する区域は、既存の自主防災組織が所管する区域と重複してはならない。既存の自治会を単位とした自主防災組織がある場合において、新たに区を単位とした自主防災組織を設立しようとする場合においても同様とする。
- 4 設立届には、設立する自主防災組織に係る次の書類を添付するものとする。
  - (1) 規約
  - (2) 役員名簿
  - (3) 組織図
  - (4) 区域図
  - (5) 自治会を単位とした自主防災組織の設立にあつては、当該自治会が所管する区域の区長（久喜市自治行政運営要綱第2条第1項に規定する区長をいう。）の承諾書  
(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とし、その内容は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 自主防災組織設立事業 自主防災組織を新たに設立する事業
- (2) 防災資機材等購入事業 自主防災組織が防災活動を行う上で必要となる防災倉庫又は別表第1に掲げる防災資機材、備蓄品等（以下「防災資機材等」という。）を購入する事業
- (3) 防災訓練実施事業 自主防災組織が災害の発生に備えて実施する訓練

で、次に掲げる事項に係る訓練を3以上合わせて実施するもの（3以上の事項に係る訓練を計画し、雨天、災害その他のやむを得ない事由により中止又は縮小して実施するものを含む。）

ア 情報の収集及び伝達

イ 避難誘導

ウ 初期消火

エ 救出及び救護

オ 給食及び給水

(4) 啓発事業等参加・実施事業 自主防災組織が防災活動の向上を目的に行う事業で市長が防災上必要であると認めたもの又は国、県その他の防災に係る団体が実施する防災に関する研修、イベント等に自主防災組織から選出された者が参加する事業

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、補助対象事業ごとに別表第2に掲げる額とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、自主防災組織設立事業の実施にあつては一の自主防災組織につき1回限りとし、それ以外の事業にあつては、一の年度につき1回限りとする。

3 補助金の交付は、補助対象事業ごとに行うものとする。補助金の交付に係る手続も同様とする。

(交付申請書の様式)

第6条 規則第6条第1項に規定する申請書の様式は、自主防災組織補助金交付申請書（様式第2号）のとおりとする。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第9条第1項に規定する交付決定通知書の様式は、自主防災組織補

助金交付決定通知書（様式第3号）のとおりとする。

（変更承認申請書の様式）

第8条 規則第11条第1項に規定する申請書の様式は、自主防災組織補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）のとおりとする。

（交付決定の変更）

第9条 規則第11条第3項の規定による交付決定の変更又は取消しの通知は、自主防災組織補助金交付決定変更・取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

（実績報告書の様式等）

第10条 規則第13条に規定する報告書の様式は、自主防災組織補助金実績報告書（様式第6号）のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助対象事業の完了した日から30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第11条 規則第14条の規定による額の確定の通知は、自主防災組織補助金額確定通知書（様式第7号。以下「確定通知書」という。）により行うものとする。

（補助金の請求）

第12条 確定通知書を受けた自主防災組織は、速やかに自主防災組織補助金交付請求書（様式第8号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

（財産処分に係る緩和期間）

第13条 規則第19条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助対象事業の完了後5年とする。

（書類、帳簿等の保存期間）

第14条 規則第20条に規定する書類、帳簿等の保存期間は5年とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の久喜市自主防災組織補助金交付要綱（平成10年久喜市告示第33号）、菖蒲町自主防災組織活動補助金交付要綱（平成21年菖蒲町告示第17号）、栗橋町自主防災組織補助金交付要綱（平成18年栗橋町告示第91号）又は鷲宮町自主防災組織育成事業助成補助金交付要綱（平成8年鷲宮町告示第38号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和3年3月31日告示第210号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、改正前の久喜市自主防災組織補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により交付の決定をした補助金については、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

区分	品名等
本部運営用の防災資機材	作業着 帽子 ヘルメット 腕章 発電機 投光

	器 コードリール 防水シート テント
情報連絡用の防災資機材	携帯用無線通信機 トランジスターラジオ
消火活動用の防災資機材	消火器 バケツ 可搬式動力ポンプ 消火栓用ホース
救出救護用の防災資機材	スコップ バール ツルハシ ハンマー 斧 鋸 掛矢 ジャッキ ロープ 梯子 リヤカー 担架 毛布 救急医療セット
避難誘導用の防災資機材	避難誘導旗 ハンドマイク 強力ライト
給食給水用の防災資機材	鍋 釜 携帯用コンロ ポリタンク 浄水機
防災用備蓄食料	アルファ化米 保存水 その他長期間の保存を目的とした備蓄食料
防災用備蓄消耗品	保温シート 携帯トイレ その他防災活動上の目的で使用される消耗品
その他防災用品	市長が防災上特に必要と認めたもの

別表第2（第5条関係）

事業	補助金額
自主防災組織設立事業	自主防災組織の設立に要する経費の実支出額と世帯割額（世帯数に50円を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に均等割額10,000円を加えて得た額を比較して少ない方の額
防災資機材等購入事業	(1) 初めて防災資機材等購入事業に係る補助金を受ける自主防災組織（区等を単位として設立しているものに限る。）にあつては、防災資機材等の購入に要する経費の実支出額の4分の3の額と300,000円を比較して少ない方の額。

	<p>(2) 初めて防災資機材等購入事業に係る補助金を受ける自主防災組織（自治会を単位として設立しているものに限る。）にあつては、防災資機材等の購入に要する経費の実支出額の4分の3の額と当該自治会の世帯数を当該自治会が属する区の世帯数を除して得た数に300,000円を乗じて得た額（複数の自治会を単位とした自主防災組織で、複数の区にまたがっている場合は、それぞれの自治会ごとに算出した額の合算額）と比較して少ない方の額。</p> <p>(3) (1) 及び (2) 以外の自主防災組織にあつては、防災資機材等の購入に要する経費の実支出額の2分の1の額と50,000円を比較して少ない方の額</p>
<p>防災訓練実施事業</p>	<p>防災訓練に要する経費の実支出額と世帯割額に均等割額20,000円を加えて得た額を比較して少ない方の額</p>
<p>啓発事業等参加・実施事業</p>	<p>啓発事業等参加・実施事業に要する経費（飲食に要する経費を除く。）の実支出額と15,000円を比較して少ない方の額</p>